第61回
定時株主総会 招集ご通知

かどや製油株式会社

証券コード：2612

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、日頃よりかどや製油に対し、ご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を6月26日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。第61期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の概況及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

平成30年6月

代表取締役社長
小澤　二郎

目　次

第61回定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類 2

事業報告
- 企業集団の現況 13
- 会社の現況 18

連結計算書類
- 連結貸借対照表 28
- 連結損益計算書 29
- 連結株主資本等変動計算書 30
- 連結注記表 31

計算書類
- 貸借対照表 40
- 損益計算書 41
- 株主資本等変動計算書 42
- 個別注記表 43

監査報告
- 連結計算書類に係る会計監査報告 50
- 計算書類に係る会計監査報告 51
- 監査役会の監査報告 52

証券コード：2612
平成30年６月４日

株　主　各　位

東京都品川区西五反田八丁目２番８号
かどや製油株式会社
代表取締役社長　小　澤　二　郎

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。
**　尚、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月25日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月26日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区高輪３丁目13番１号
グランドプリンスホテル高輪地下１階プリンスルーム
３．株主総会の目的事項
報告事項
１．第61期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第61期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役２名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　補欠監査役２名選任の件
第６号議案　取締役に対する株式報酬制度導入の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kadoya.com）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重点政策の一つとして位置付けており、配当性向の目標は単体の当期純利益の40％を目処としております。ただし、業績に関わらず１株当たり20円以上の配当を継続して行えるよう努力してまいります。

この配当政策に基づき、当期の期末配当金につきましては、１株につき普通配当150円とさせていただきたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株当たり金150円　　総額1,379,951,100円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月27日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　300,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　300,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）当社事業の今後の展開に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして変更を行うものであります。

（２）法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（目　　的）	（目　　的）
第2条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条　（現行どおり）
1　油脂原料の搾油精製及び加工 2　油脂原料、油脂製品の販売及び輸出入 3　油脂原料の海外における開発、生産並びに販売 4　化粧品、医薬品、医薬部外品の製造並びに販売 5　飲食店の経営 6　農畜産物、水産物の生産、加工並びに販売及び輸出入 7　調味料、パン、和洋菓子等の製造、加工並びに販売及び輸出入	1～7　（現行どおり）
＜新　　設＞	8　陸上・海上・航空に関する運送業、荷役業、貨物利用運送事業、運送取次事業、通関業、輸出入代行業、倉庫業及び倉庫管理業務
8　前各号に附帯関連する一切の業務	9　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の選任） 第30条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。	（監査役の選任） 第30条　（現行どおり） ②　（現行どおり）
＜新　設＞	③　当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
＜新　設＞	④　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（監査役の任期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（監査役の任期） 第31条　（現行どおり） ②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 　ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第３号議案　取締役２名選任の件

当社経営体制の一層の強化を図るため取締役２名を増員することとし、選任をお願いするものであります。

なお、今回選任されます取締役の任期は、当社現行定款第21条第2項の定めに従い、他の在任取締役の任期の満了すべき時までといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	久米敦司（くめ あつし） (昭和30年10月5日生) 【新　任】	昭和53年４月　三井物産株式会社入社 平成18年７月　同社石油部長 平成22年４月　同社金融市場副本部長 平成23年４月　同社執行役員金融・新事業推進本部長 平成25年４月　同社常務執行役員次世代・機能推進本部長 平成27年４月　同社専務執行役員関西支社長 平成28年４月　同社専務執行役員欧州・中東・アフリカ本部長兼欧州三井物産株式会社社長 平成30年３月　同社退社 平成30年４月　当社入社　社長付（現任）	0株
	［取締役候補者とした理由］ 久米敦司氏は、総合商社における豊富なビジネス経験と幅広い知見を有しており、当社の今後の持続的な成長と、企業価値向上の実現に資する候補者として、今回新たに取締役候補者としたものであります。		
2	佐藤圭介（さとう けいすけ） (昭和36年4月3日生) 【新　任】	平成元年２月　当社入社 平成13年７月　当社広島営業所長 平成23年10月　当社大阪支店副支店長 平成25年１月　当社大阪支店長 平成25年６月　当社執行役員大阪支店長 平成27年10月　当社執行役員東京支店長 平成28年10月　当社執行役員販売本部販売推進部長 平成29年11月　当社執行役員販売本部販売推進部長兼物流部長（現任）	3,100株
	［取締役候補者とした理由］ 佐藤圭介氏は、当社入社以来、販売部門における多岐にわたる業務経験・実績と幅広い知見を有しており、今回新たに取締役候補者としたものであります。		

（注）１．久米敦司氏、佐藤圭介氏は、新任の取締役候補者であります。
　　２．久米敦司氏、佐藤圭介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、常勤監査役西村泰彦氏、監査役松岡昌哉氏及び監査役塩見聡氏は監査役を辞任されますので、その補欠として監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者菱田州男氏は常勤監査役西村泰彦氏の補欠候補者、監査役候補者井上裕規氏は監査役松岡昌哉氏の補欠候補者であり、その任期は、当社現行定款第31条第2項の定めに従い、任期満了前に退任した監査役の任期の満了すべき時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	菱田州男（ひしだくにお） (昭和30年10月6日生) 【新　任】	昭和54年４月　三菱商事株式会社入社 平成元年４月　米国三菱商事会社本店 平成16年３月　三菱商事株式会社加工食品第三ユニット 平成20年５月　三菱商事上海有限公司糧油食品事業部長 平成22年４月　三菱商事株式会社九州支社生活産業部長 平成23年４月　同社理事食品本部長 平成27年３月　同社退社 平成27年３月　カンロ株式会社常勤監査役 平成30年３月　同社常勤監査役退任 平成30年４月　当社入社　社長付（現任）	0株
	［監査役候補者とした理由］ 菱田州男氏は、総合商社における豊富なビジネス経験と知見を有しており、また上場企業における常勤監査役を務めた経験を有しており、これらの経験から当社の監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としたものであります。		
2	井上裕規（いのうえひろき） (昭和40年３月17日生) 【新　任】	昭和63年４月　三井物産株式会社入社 平成18年４月　同社中部支社食料部第一営業室長 平成20年６月　同社食品流通部北海道営業室長 平成23年５月　同社食品流通部加工食品営業室長 平成25年７月　同社内部監査部企画業務室次長 平成27年５月　米国三井物産株式会社米州内部監査室次長 平成29年５月　三井物産株式会社油脂・主食事業部部長補佐（現任）	0株
	［社外監査役候補者とした理由］ 井上裕規氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はございませんが、現職の総合商社における豊富なビジネス経験・実績とともに、公認内部監査人の資格を有し経験豊富なことから、それらの見識を当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．井上裕規氏は新任の社外監査役候補者であります。
２．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．井上裕規氏は、当社の特定関係事業者である三井物産株式会社の業務執行者として上記の地位等を務めるとともに、同社より従業員給与等を受けており、今後も受ける予定であります。
４．井上裕規氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

第５号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役２名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は以下のとおりであり、西村泰彦氏は新任監査役候補者である菱田州男氏の補欠としての候補者、秋元建夫氏は現社外監査役である兼田隆氏および新任監査役候補者である井上裕規氏の補欠としての社外監査役候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	西村泰彦（にしむらやすひこ） （昭和32年3月2日生） 【新　任】	昭和54年３月　当社入社 平成８年７月　当社営業企画部副部長兼販売企画室長 兼商品開発室長 平成13年７月　当社仙台支店長 平成15年６月　当社執行役員大阪支店長 平成20年６月　当社執行役員東京支店長 平成22年10月　当社執行役員販売推進部副部長 平成25年６月　当社常勤監査役（現任）	2,400株
	［補欠の監査役候補者とした理由］ 西村泰彦氏は、当社における販売部門の多岐にわたる業務を経験するとともに、平成25年6月から当社の常勤監査役として職務を適切に遂行して参りました。これらの経験により、当社の補欠監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠監査役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	秋元建夫（あきもと たつお） （昭和37年1月6日生） 【新任】	昭和60年４月　株式会社第一勧業銀行（現　株式会社みずほ銀行）入行 平成21年４月　株式会社みずほ銀行浜松町第二部部長 平成23年６月　同行静岡支店長 平成25年４月　小澤物産株式会社出向 平成25年６月　同社執行役員 平成26年４月　株式会社みずほ銀行退社 平成26年６月　小澤物産株式会社　取締役管理部長（現任） 平成28年６月　小澤商事株式会社　取締役物流部長（現任）	0株
	［補欠の社外監査役候補者とした理由］ 秋元建夫氏は、金融機関と事業会社における長年の豊富なビジネス経験と幅広い見識を有しており、それらの経験を当社監査体制の強化に活かしていただくため、補欠監査役として選任をお願いするものであります。		

注）　1．各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
　　2．秋元建夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。
　　3．秋元建夫氏は、当社の特定関係事業者である小澤物産株式会社の取締役及び小澤商事株式会社の取締役であります。
　　4．秋元建夫氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
　　なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

第６号議案　取締役に対する株式報酬制度導入の件

１．提案の理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board　Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、平成28年6月28日開催の第59回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額（年額600百万円以内（うち社外取締役分として年額100百万円以内）。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対し支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は7名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は9名となります。

２．本制度に係る報酬等の額及び参考情報

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

（２）本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）

（３）信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成31年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該３事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得

の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は本信託設定（平成30年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、100百万円を上限とした資金を本信託に拠出します。
また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、100百円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金額の合計額は、100百万円を上限とします。
なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（4）当社株式の取得方法及び取得株式数
本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。
ご参考として、平成30年5月18日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額100百万円を原資に取得する株式数は、最大で16,100株となります。
本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（5）取締役に給付される当社株式等の数の算定方法
取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定める数のポイントが付与されます。
なお、取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済のポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。
下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（6）当社株式等の給付
取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として上記（5）に記載のところに

従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。
なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

＜ご参考：本制度の仕組み＞

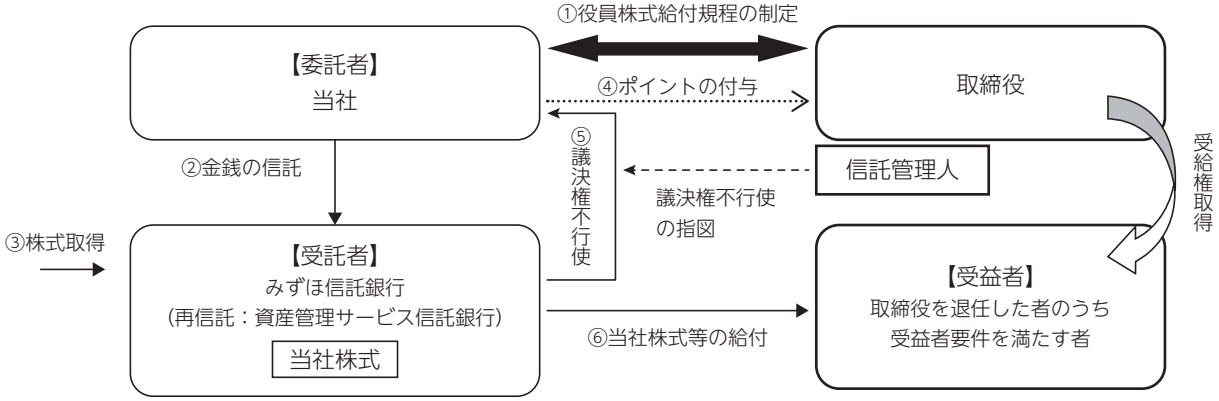

① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③ 本信託は、②　で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善が進み、国内株価は上昇しました。今後の政府の経済政策によっては、更なる景気の底上げが期待されます。また、世界経済は、緩やかな回復基調にあるものの、北東アジアの地政学的リスクへの不安感や、米国を中心とした保護貿易主義の高まり等により、今後の動向は不透明な状況となっております。

食品業界におきましては、国内市場の拡大は望めず、食の安全性確保や顧客ニーズへの対応等自社製品の差別化によるマーケットシェアの確保、海外進出による市場開拓等の対応が求められております。

このような状況下、当社は家庭用純正ごま油の発売50周年を記念して、同じく生誕50周年を迎える人気キャラクターであるリカちゃんを起用、幅広い世代に向けて当社の認知度を更に向上させるべく、広告活動を行いました。その他、当社製品の品質の更なる向上のため、品質保証部の設置や、軽量で持ちやすいＰＥＴ容器の製品展開等、安心・安全で高品質の製品をお客様に提供できるよう活動を行っております。また、平成29年11月に家庭用食品ごま製品の国内シェアの約２割強を持つカタギ食品株式会社を子会社化しました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高30,601百万円、経常利益は5,138百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3,465百万円となりました。

なお、当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

・生産の状況

（単位：トン）

区　　分	第60期 (平成29年3月期)	第61期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)	前連結会計年度比
ごま油生産量	－	28,602	－
食品ごま生産量	－	11,256	－
脱脂ごま生産量	－	22,292	－

（注）ごま油生産量には輸入原料油の処理を含みます。

・セグメント別売上高の状況

セグメントの名称	第60期 (平成29年3月期)	第61期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)	前連結会計年度比
ごま油（百万円）	－	24,846	－
内訳			
（ごま油（百万円））	(－)	(24,087)	(－)
（脱脂ごま（百万円））	(－)	(758)	(－)
食品ごま（百万円）	－	5,731	－
その他（百万円）	－	23	－
合計（百万円）	－	30,601	－

②設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は1,239百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備
　　ごま油事業　　小豆島工場　　搾油機増設工事

ロ．当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
　　ごま油事業　　小豆島工場　　搾油用焙煎機更新工事

ハ．当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却・撤去・滅失
　　そ　の　他　　該当事項はありません

③資金調達の状況

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と契約総額5,000百万円の特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

特定融資枠契約の総額	5,000百万円
借入実行残高	－百万円
借入未実行残高	5,000百万円

（2）直前３事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第58期	第59期	第60期	第61期
	(平成27年3月期)	(平成28年3月期)	(平成29年3月期)	(当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高　(百万円)	－	－	－	30,601
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円)	－	－	－	3,465
一株当たり当期純利益(円)	－	－	－	370.37
総資産　(百万円)	－	－	－	33,149
純資産　(百万円)	－	－	－	24,918
一株当たり純資産額(円)	－	－	－	2,708.61

（注）当社は第61期より連結計算書類を作成しております。

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第58期	第59期	第60期	第61期
	(平成27年3月期)	(平成28年3月期)	(平成29年3月期)	(当事業年度) (平成30年3月期)
売上高　(百万円)	24,042	27,131	28,508	29,824
当期純利益（百万円)	955	1,436	2,673	3,518
一株当たり当期純利益(円)	101.67	152.87	284.39	376.04
総資産　(百万円)	26,777	26,749	29,486	32,217
純資産　(百万円)	20,846	21,430	23,794	24,955
一株当たり純資産額(円)	2,217.75	2,279.95	2,531.38	2,712.65

（3）対処すべき課題

食品業界の経営環境につきましては、依然厳しく、原料価格の不安定さ、少子高齢化による国内需要の減退等により、競合メーカーとの競争激化が予想されます。このような環境下で当社グループは、今後もごまのトップメーカーとして邁進していくために、以下の課題について取り組んでまいります。

①コスト削減と、コストに見合った価格の実現
②国内市場では量から質への転換
③北米や欧州等の海外市場の拡販に注力
④今後のごま需要の動向を見据えた上での生産体制の推進
⑤品質管理の徹底による安心・安全の更なる追求、研究開発の推進
⑥顧客ニーズにあった新製品の開発及び製品ラインナップの拡充
⑦コンプライアンス体制の強化と内部統制システムの構築によるＣＳＲ（企業の社会的責任）の向上
⑧優れた人材の育成・確保による株主に利益を還元できる体制の確立
⑨販売・生産体制及び研究開発などにおけるグループシナジーの最大化の訴求
⑩グループ全体の見える化を目指したＩＴ改革の推進

当社グループは、これらの施策により、経営環境の変化に即応できる経営基盤・体質の強化を一層進めてまいります。

（4）主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

事業内容	主要製品
ごま油事業	ごま油、調合油、辣油、脱脂ごま
食品ごま事業	いりごま、すりごま、あらいごま、ねりごま

（5）重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
カタギ食品株式会社	30百万円	100%	家庭用食品ごま、加工ごまの製造・販売

（注）１．平成29年11月16日にカタギ食品株式会社の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
２．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

（6）主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

①当社の主要な営業所及び工場

本社　　東京都品川区西五反田８丁目２番８号
支店　　仙台（青葉区）、東京（品川区）、名古屋（中　区）
　　大阪（吹田市）、広島（西　区）、福　岡（博多区）
工場　　香川県（小豆郡）

②子会社の主要な営業所及び工場

カタギ食品株式会社　　大阪府寝屋川市

（7）使用人の状況（平成30年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前期末比増減
416（43）名	－

（注）使用人数は就業員数であり、アルバイト及び非常勤嘱託は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
297（40）名	13名増（6名減）	42.6歳	15.3年

（注）使用人数は就業員数であり、アルバイト及び非常勤嘱託は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．会社の現況

（1）株式の状況（平成30年３月31日現在）

①発行可能株式総数　16,000,000株

②発行済株式の総数　9,400,000株

③株主数　6,190名

④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
三菱商事株式会社	2,477,000	26.92
三井物産株式会社	2,019,500	21.95
小澤物産株式会社	1,063,186	11.55
小澤商事株式会社	428,314	4.65
国分グループ本社株式会社	300,000	3.26
日清食品ホールディングス株式会社	300,000	3.26
伊藤忠商事株式会社	200,000	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	134,700	1.46
株式会社Ｊ－オイルミルズ	100,000	1.08
日本山村硝子株式会社	100,000	1.08

（注）１．持株比率は自己株式（200,326株）を控除して計算しております。

（2）会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	小澤二郎	－
取締役	佐野雅明	専務執行役員・販売本部長、カタギ食品株式会社取締役会長
取締役	吉岡努	常務執行役員・生産本部長
取締役	戸倉章博	常務執行役員・管理本部長、カタギ食品株式会社取締役
取締役	馬場宗夫	執行役員、カタギ食品株式会社代表取締役副社長
取締役	井尻尚宏	執行役員・事業開発プロジェクト室長兼生産本部生産企画部長、カタギ食品株式会社取締役
取締役	森基祐	執行役員・生産本部小豆島工場長
取締役	川上三知男	東京芝法律事務所
取締役	石塚昭夫	－
常勤監査役	西村泰彦	カタギ食品株式会社　監査役
監査役	兼田隆	小澤物産株式会社　監査役
監査役	松岡昌哉	三井物産株式会社　理事食料本部長補佐
監査役	塩見聡	三菱商事株式会社　生活産業グループ生活原料本部戦略企画室長、株式会社MCアグリアライアンス社外監査役

（注）1．取締役川上三知男氏及び石塚昭夫氏は社外取締役であります。
2．取締役川上三知男氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
3．当社は川上三知男氏及び石塚昭夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役兼田隆氏、松岡昌哉氏及び塩見聡氏は、社外監査役であります。
5．平成29年６月23日開催の第60回定時株主総会において、新たに森基祐氏は取締役に選任され、就任いたしました。
6．平成29年６月23日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、監査役中山裕章氏は辞任により退任いたしました。
7．平成29年６月23日開催の第60回定時株主総会において、新たに塩見聡氏は監査役に選任され、就任いたしました。
8．カタギ食品株式会社は当社の子会社であります。

9．当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏　　名	異　　動　　前	異　　動　　後	異 動 年 月 日
佐 野　　雅 明	取締役専務執行役員販売本部長兼海外営業部長	取締役専務執行役員販売本部長	平成29年７月１日
馬 場　　宗 夫	販売本部販売業務部長兼物流部長	取締役執行役員	平成29年11月16日

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取　　締　　役 （うち社外取締役）	９名 （　２　）	548百万円 （ 18百万円）
監　　査　　役 （うち社外監査役）	５名 （　４　）	42百万円 （ 10百万円）
合　　計 （うち社外役員）	14名 （　６　）	591百万円 （ 29百万円）

（注）１．取締役の報酬限度額は平成28年６月28日開催の第59回定時株主総会において年額600百万円以内と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は平成28年６月28日開催の第59回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

３．当事業年度末現在の取締役は９名（うち社外取締役は２名）、監査役は４名（うち社外監査役は３名）であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成29年６月23日開催の第60回定時株主総会をもって退任した社外監査役１名を含んでいるためであります。

４．上記の報酬等の総額には以下のものが含まれております。
当事業年度における役員賞与引当金の繰入額266百万円（取締役７名に対し258百万円、監査役１名に対し８百万円）

５．当社は、平成21年６月25日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

③社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況は「（2）会社役員の状況」の「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、各社外役員の兼職先と当社との間の関係は次のとおりであります。

地　位	氏　　名	当社と当該他の法人等との関係
取　締　役	川上三知男	記載すべき関係はありません。
取　締　役	石　塚　昭　夫	記載すべき関係はありません。
監　査　役	兼　田　　隆	小澤物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、機器の購入等の取引関係があります。
監　査　役	松　岡　昌　哉	三井物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、原材料の仕入、製品の販売等の取引関係があります。
監　査　役	塩　見　　聡	三菱商事株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、原材料の仕入、製品の販売等の取引関係があります。
		株式会社MCアグリアライアンスは、当社の大株主の子会社であります。また、同社と当社との間には、原材料の仕入、製品の販売等の取引関係があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　川　上　三知男	当期に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　石　塚　昭　夫	当期に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　兼　田　　隆	当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　松　岡　昌　哉	当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　塩　見　　聡	当期に開催された取締役会10回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

（注）　監査役塩見聡氏は、平成29年６月23日開催の第60回定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の監査役と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

（3）会計監査人の状況

①名称　　有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	報酬等の額
イ．公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	35百万円
ロ．公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	14百万円
合　　計	49百万円

（注）1．監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イ．の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3．当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、子会社連結に伴う助言業務及びシステム更新に伴う内部統制に関する助言業務であります。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると判断される場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、公認会計士法等の法令違反による監督官庁から処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、当社評価項目による評価結果の観点から、監査を遂行するに不十分であると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

（4）業務の適正を確保するための体制

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 経営理念、企業行動憲章、コンプライアンス規程等のコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

b コンプライアンス体制の運用と徹底を図るため、管理部門担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。また、コンプライアンス委員会が中心となって取締役及び使用人に対しコンプライアンス教育・啓発を行う。

c 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス委員会または会社の指定する弁護士を情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。

d 監査役、及び内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室は、連携して各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。また、監査役及び監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

e 反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に基づき、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理規程その他関係規程に従い、適切に保存及び管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として経営危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。万一不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、会社の指定する弁護士等社外専門家の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害の拡大防止と、損害を最小限に止める体制を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役員で構成する経営会議で議論し、その審議を経て執行決定を行う。

b 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これらの規程に従って執行する。

c 執行役員制度の導入により、取締役会の機能を強化するとともに、業務執行を円滑に行う。

⑤会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と関係会社とは、法令及び社会規範を遵守した適切な取引を行う。「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理体制を整備するとともに、必要に応じて当社の役員が子会社の役員を兼務し、子会社の業務運営の状況を把握、改善を行う。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

a 取締役は、取締役会等において、担当する業務の執行状況を出席した監査役に報告する。

b 上記aに関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

c 当社は、上記の報告を監査役に行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

a 当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

b 監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、経営陣と定期的に意見交換会を開催し、また監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑩財務報告の適正性を確保するための体制

社長の指示の下、監査室及び管理部を主たる部門として、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、必要に応じて改善を進める。

また、取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。

⑪反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社及びその特別利害関係者、株主、取引先等は、反社会的勢力と一切の関係を遮断している。当社は、社団法人日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章　実行の手引き」（平成22年9月改訂）及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月　犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用している。当社における方針・基準等については、「経営理念」「企業行動憲章」「具体的行動に際しての指針」において定めており、主要な社内会議等の機会をとらえて繰り返しその内容の周知徹底を図っている。そして、「反社会的勢力対応規程」を制定し、就業規則においても反社会的勢力に対する勤務心得を付記している。全社員が、いつ何どきにおいても、反社会的勢力が接触してきた際に適切に対応できるよう、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定して常に関係遮断を図っている。また、適時（概ね年間１回）外部の講師を招き、あるいは研修教材を用いて、当社のすべての役員・従業員を対象にした反社会的勢力との関係遮断に関する研修会を開催している。これらの施策により、当社のすべての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであることを理解している。

（5）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①職務執行の効率性及び適正性の向上

当社の取締役会は、取締役９名（うち社外取締役２名）で構成されており、その取締役会には監査役も出席しており、審議・決議の適法性及び健全性は担保されております。取締役は、取締役会を12回開催し、当社の経営方針及び経営戦略に係る事項をはじめ、各事業部門の業務執行状況の妥当性の確認、各種社内規程の改訂等、重要事項の審議・決議を行いました。

②監査役の監査が実効的に行われることの確保

当社の監査役会は、監査役４名（うち社外監査役３名）で構成されております。監査役は、監査役会（当期12回開催）のほか、代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、コンプライアンスや内部統制の運用状況について確認したほか、社外取締役とも定期的に会合を行い、監査上の重要課題等について意見を交換し、非業務執行役員間での情報交換と認識共有を図りました。また、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席して情報収集を行い、経営監視機能の強化を図っております。

③内部監査体制

監査室は、監査計画に基づき、内部監査を実施しました。また、当社の全部門について内部監査を実施し、結果を社長及び監査役に報告しました。監査の結果、業務の適正性に重要な影響を与えるリスクはありませんでした。

④財務報告に係る内部統制

監査室は、財務報告に係る内部統制が適正に運用されているか、重要な不備がないかについてモニタリングを行いました。また、監査室及び管理部を主たる部門として、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう内部統制管理チームと連携し、必要な是正・改善を進めております。

連結貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**24,509**	**流動負債**	**6,789**
現金及び預金	11,108	支払手形及び買掛金	2,491
受取手形及び売掛金	7,347	未払金	1,914
商品及び製品	1,275	未払法人税等	1,249
仕掛品	779	賞与引当金	397
原材料及び貯蔵品	3,434	役員賞与引当金	266
繰延税金資産	318	その他	470
その他	244	**固定負債**	**1,441**
固定資産	**8,640**	退職給付に係る負債	877
有形固定資産	**5,788**	資産除去債務	53
建物及び構築物	2,071	リース債務	7
機械装置及び運搬具	2,079	繰延税金負債	306
土地	1,160	その他	196
リース資産	7	**負債合計**	**8,231**
建設仮勘定	345	**(純資産の部)**	
その他	123	**株主資本**	**24,179**
無形固定資産	**173**	資本金	2,160
ソフトウェア	15	資本剰余金	3,082
その他	158	利益剰余金	20,333
投資その他の資産	**2,677**	自己株式	△1,396
投資有価証券	2,314	**その他の包括利益累計額**	**738**
その他	439	その他有価証券評価差額金	755
貸倒引当金	△76	繰延ヘッジ損益	△16
資産合計	**33,149**	**純資産合計**	**24,918**
		負債純資産合計	**33,149**

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**30,601**
売上原価		**16,395**
売上総利益		**14,205**
販売費及び一般管理費		**9,142**
営業利益		**5,063**
営業外収益		
受取利息及び配当金	82	
雑収入	61	144
営業外費用		
支払利息	1	
支払手数料	49	
為替差損	14	
雑損失	2	69
経常利益		**5,138**
特別損失		
固定資産除売却損	13	13
税金等調整前当期純利益		**5,125**
法人税、住民税及び事業税	1,724	
法人税等調整額	△65	1,659
当期純利益		**3,465**
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,465**

（注）百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,160	3,082	17,948	△0	23,190
当期変動額					
剰余金の配当			△1,080		△1,080
親会社株主に帰属する当期純利益			3,465		3,465
自己株式の取得				△1,395	△1,395
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,384	△1,395	988
当期末残高	2,160	3,082	20,333	△1,396	24,179

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	606	△3	603	23,794
当期変動額				
剰余金の配当				△1,080
親会社株主に帰属する当期純利益				3,465
自己株式の取得				△1,395
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	148	△13	135	135
当期変動額合計	148	△13	135	1,124
当期末残高	755	△16	738	24,918

（注）百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数　　１社

②連結子会社の名称　　カタギ食品株式会社

③連結の範囲の変更　　平成29年11月16日にカタギ食品株式会社の株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

④非連結子会社の名称　　該当事項はありません。

（2）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

（3）資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ等の評価基準及び評価方法

・デリバティブ　　時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品・原材料　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・製品・仕掛品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品　　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（4）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
機械及び装置	２～10年

②無形固定資産

・自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
・その他の無形固定資産	定額法を採用しております。
③リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（5）外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（6）引当金の計上基準

①貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
③役員賞与引当金	役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（7）退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（8）重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約の振当処理の要件を満たすものについては振当処理を採用しております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…為替予約取引 ヘッジ対象…外貨建債権債務
③ヘッジ方針	社内のリスク管理方針に基づき為替変動リスクをヘッジしております。
④ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

（9）その他連結計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2．追加情報

重要な設備投資

当社は平成30年１月23日開催の取締役会において、工場用地取得のため工業団地用地の一般競争入札に参加することを決議し、平成30年２月19日付で用地を落札しました。

（1）取得の目的

当社は一大生産拠点として香川県小豆島に工場を有しておりますが、近年設備の老朽化が進み、また、ごま油の生産数量増加に伴い敷地が手狭になりつつある現状や、自然災害等に対する一工場リスクなどを勘案し、新工場の用地を取得することとしました。

（2）取得資産の内容

①所在地	千葉県袖ケ浦市椎の森385－26　袖ケ浦椎の森工業団地
②用地面積	83,823㎡
③取得価額	1,940百万円
④その他	なし

（3）取得の日程

①取締役会決議	平成30年１月23日
②落札日	平成30年２月19日
③土地売買契約締結日	平成30年７月（予定）
④土地引渡日	平成30年７月（予定）

（4）支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金により充当

（5）当該設備が営業・生産活動に及ぼす重要な影響

当該工場用地に、新たに建設する工場の規模や建設時期などについては、精査中であります。

3．連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　10,874百万円

（2）期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

受取手形　0百万円

支払手形　11百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,400千株	－	－	9,400千株

（2）自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	0千株	200千株	－	200千株

（注）自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得200千株及び単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

（3）剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月23日定時株主総会	普通株式	1,080百万円	115円	平成29年3月31日	平成29年6月26日

②基準日が当連結会計年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,379百万円	150円	平成30年3月31日	平成30年6月27日

5．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に営業活動による現金収入により確保しております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、当社は、当該リスクに関して、与信管理部署である物流部において、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制をとっております。連結子会社も同様の管理を行っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、当社グループでは、当該リスクに関して、管理部門において定期的に時価や発行体の財務状況を把握する体制をとっております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが５ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務などの流動負債はその決済時において流動性リスクに晒されますが、当社グループでは月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（8）重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引については、取引の契約先を信用度の高い商社や銀行に限っているため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。当社の為替予約取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、外貨建輸出入取引実行時に海外営業部が行っており、取引の都度、管理部に報告をしております。連結子会社については、為替予約取引締結を取締役会の決議事項としており、執行・管理については、主として管理部門が行っております。また、その取引結果について、全て連結子会社の取締役会及び当社の管理部に対して報告されております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
①現金及び預金	11,108	11,108	—
②受取手形及び売掛金	7,347	7,347	—
③投資有価証券	1,992	1,992	—
資産計	20,448	20,448	—
①支払手形及び買掛金	2,491	2,491	—
②未払金	1,914	1,914	—
負債計	4,405	4,405	—
デリバティブ取引（*）	(94)	(94)	—

(*)　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、②未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、為替予約の予定取引における当期末時点の評価差額等によるものであります。

また、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金及び売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金及び売掛金の時価に含めて記載しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（*）	321

(*)　これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③投資有価証券」には含めておりません。

（注）３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内 （百万円）	１年超５年以内 （百万円）	５年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
預金	11,106	－	－	－
受取手形及び売掛金	7,347	－	－	－
合計	18,453	－	－	－

６．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　2,708円61銭

⑵　１株当たり当期純利益　370円37銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

８．企業結合に関する注記

取得による企業結合

当社は、平成29年10月30日開催の取締役会において、カタギ食品株式会社の全株式を取得し、子会社化することを決議しました。

当社は同日に株式譲渡契約を締結し、平成29年11月16日に株式を取得したことにより、カタギ食品株式会社を子会社としました。

（1）企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　カタギ食品株式会社

事業の内容　　家庭用食品ごま、加工ごまの製造・販売

②企業結合を行った主な理由

カタギ食品株式会社は「和協」、「お客様に感謝の気持ちを持つ」、「お客様のご要望にお応えする商品を作る」、「和算で考え従業員一人一人の足算」を信条に、戦前より家庭用食品ごまの加工・販売を手掛けており、家庭用食品ごま製品の国内シェアは約２割強を占めるにいたっております。

当社は家庭用食品ごま事業の更なる成長と発展を目的として、カタギ食品株式会社を当社グループの一員に迎え、同社の持つブランド力を維持しつつ、協力して品質管理、商品開発力等のレベルを向上させ、食品ごま市場で両社の発展を目指していきたいと考えております。

③企業結合日

平成29年11月16日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする全株式の取得

⑤結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が同社の議決権の100%を取得し支配を獲得したためであります。

（2）連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成29年12月31日をみなし取得日としているため、平成30年１月１日から平成30年３月31日までの業績が連結財務諸表に含まれております。

（3）被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,199百万円
取得原価		1,199

（4）主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　　30百万円

（5）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

16百万円

②発生原因

取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

③償却方法及び償却期間

重要性が乏しいため、一括償却しております。

（6）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,707百万円
固定資産	1,032
資産合計	3,739
流動負債	1,785
固定負債	771
負債合計	2,556

貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**21,921**	**流動負債**	**6,180**
現金及び預金	10,278	買掛金	2,156
売掛金	6,680	未払金	1,835
商品及び製品	1,218	未払費用	65
仕掛品	743	前受金	0
原材料及び貯蔵品	2,357	預り金	35
前払費用	148	未払法人税等	1,226
繰延税金資産	286	賞与引当金	353
その他流動資産	209	役員賞与引当金	266
固定資産	**10,295**	その他流動負債	241
有形固定資産	**5,133**	**固定負債**	**1,080**
建物	1,719	退職給付引当金	819
構築物	262	資産除去債務	46
機械装置	1,937	長期未払金	19
車両運搬具	40	繰延税金負債	195
工具器具備品	112	**負債合計**	**7,261**
土地	718	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	343	**株主資本**	**24,232**
無形固定資産	**169**	**資本金**	**2,160**
ソフトウェア	12	**資本剰余金**	**3,082**
その他	156	資本準備金	3,082
投資その他の資産	**4,992**	**利益剰余金**	**20,386**
投資有価証券	2,051	利益準備金	250
関係会社株式	1,229	その他利益剰余金	20,135
関係会社長期貸付金	1,470	固定資産圧縮積立金	305
破産更生債権等	58	別途積立金	10,740
長期前払費用	7	繰越利益剰余金	9,090
その他投資等	251	**自己株式**	**△1,396**
貸倒引当金	△76	**評価・換算差額等**	**722**
		その他有価証券評価差額金	**739**
		繰延ヘッジ損益	**△16**
資産合計	**32,217**	**純資産合計**	**24,955**
		負債純資産合計	**32,217**

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**29,824**
売上原価		**15,907**
売上総利益		**13,917**
販売費及び一般管理費		**8,799**
営業利益		**5,117**
営業外収益		
受取利息及び配当金	84	
為替差益	27	
雑収入	32	144
営業外費用		
支払手数料	45	
雑損失	2	48
経常利益		**5,213**
特別損失		
固定資産除売却損	13	13
税引前当期純利益		**5,200**
法人税、住民税及び事業税	1,716	
法人税等調整額	△34	1,681
当期純利益		**3,518**

（注）百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,160	3,082	3,082	250	305	10,440	6,952	17,948	△0	23,190
当期変動額										
別途積立金の積立						300	△300	－		－
剰余金の配当							△1,080	△1,080		△1,080
当期純利益							3,518	3,518		3,518
自己株式の取得									△1,395	△1,395
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	300	2,137	2,437	△1,395	1,041
当期末残高	2,160	3,082	3,082	250	305	10,740	9,090	20,386	△1,396	24,232

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	606	△3	603	23,794
当期変動額				
別途積立金の積立				－
剰余金の配当				△1,080
当期純利益				3,518
自己株式の取得				△1,395
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	132	△13	119	119
当期変動額合計	132	△13	119	1,161
当期末残高	739	△16	722	24,955

（注）百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ等の評価基準及び評価方法

・デリバティブ　時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品・原材料　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・製品・仕掛品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産　定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	7～10年

②無形固定資産

・自社利用のソフトウェア　社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産　定額法を採用しております。

（3）外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（4）引当金の計上基準

①貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
③役員賞与引当金	役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
④退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（5）重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約の振当処理の要件を満たすものについては振当処理を採用しております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段 … 為替予約取引 ヘッジ対象 … 外貨建債権債務
③ヘッジ方針	社内のリスク管理方針に基づき為替変動リスクをヘッジしております。
④ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

（6）その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2．追加情報

重要な設備投資

当社は平成30年１月23日開催の取締役会において、工場用地取得のため工業団地用地の一般競争入札に参加することを決議し、平成30年２月19日付で用地を落札しました。

（1）取得の目的

当社は一大生産拠点として香川県小豆島に工場を有しておりますが、近年設備の老朽化が進み、また、ごま油の生産数量増加に伴い敷地が手狭になりつつある現状や、自然災害等に対する一工場リスクなどを勘案し、新工場の用地を取得することとしました。

（2）取得資産の内容

①所在地	千葉県袖ケ浦市椎の森385－26　袖ケ浦椎の森工業団地
②用地面積	83,823㎡
③取得価額	1,940百万円
④その他	なし

（3）取得の日程

①取締役会決議	平成30年１月23日
②落札日	平成30年２月19日
③土地売買契約締結日	平成30年７月（予定）
④土地引渡日	平成30年７月（予定）

（4）支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金により充当

（5）当該設備が営業・生産活動に及ぼす重要な影響

当該工場用地に、新たに建設する工場の規模や建設時期などについては、精査中であります。

3．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　9,861百万円

（2）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

①短期金銭債権　3,949百万円

②長期金銭債権　1,470百万円

③短期金銭債務　453百万円

（3）取締役に対する長期金銭債務　19百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高　16,536百万円

仕入高　4,725百万円

営業取引以外の取引による取引高

出向料　43百万円

その他　2百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	0千株	200千株	－	200千株

（注）自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得200千株及び単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

6．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	平成30年3月31日現在
（流動の部）	
繰延税金資産	
賞与引当金	108百万円
未払金	88百万円
未払事業税	63百万円
未払費用	16百万円
賃借料	0百万円
福利厚生費	1百万円
繰延ヘッジ損益	7百万円
繰延税金資産合計	286百万円
繰延税金資産の純額	286百万円
（固定の部）	
繰延税金資産	
退職給付引当金	251百万円
資産除去債務	14百万円
長期未払金	5百万円
繰延資産	1百万円
貸倒引当金	17百万円
投資有価証券	12百万円
会員権	5百万円
繰延税金資産合計	307百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△134百万円
有形固定資産	△6百万円
株式売却益	△6百万円
その他有価証券評価差額金	△326百万円
繰延税金負債合計	△474百万円
評価性引当額	△29百万円
繰延税金資産の純額	△195百万円

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	平成30年3月31日現在
法定実効税率	30.86%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.76%
住民税均等割	0.31%
その他	△0.59%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.34%

7．関連当事者との取引に関する注記

役員及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容 役員の兼任等	関係内容 事業上の関係	取引の内容		取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社（当該その他の関係会社の親会社を含む）	三菱商事㈱	百万円 204,446	総合商社	（被所有）直接 26.92%	—	製品の主要販売代理店（15.7%）であります。	営業取引	製品の販売（注1・3）	百万円 4,674	売掛金	百万円 1,076
	三井物産㈱	百万円 341,481	総合商社	（被所有）直接 21.95%	—	原材料の主要仕入先（38.2%）であり製品の主要販売代理店（39.8%）であります。	営業取引	製品の販売（注1・3）	百万円 11,862	売掛金	百万円 2,752
								原材料等の仕入（注1・3）	百万円 4,243	買掛金	百万円 453
その他の関係会社の子会社	㈱MCアグリアライアンス	百万円 300	食品原料の輸入・販売	—	役員1名	原材料の主要仕入先（17.0%）であります。	営業取引	原材料の仕入（注1・3）	百万円 1,888	買掛金	百万円 401
主要株主	小澤物産㈱	百万円 50	流体搬送機器・貯蔵用機器等の販売	（被所有）直接 11.55%	役員1名	機器の購入他役員の兼任	営業取引以外の取引	機器の購入（注1・3）	百万円 19	売掛金	百万円 —
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	小澤商事㈱	百万円 1	物流事業	（被所有）直接 4.65%	—	製品の保管荷役及び運送委託他	営業取引以外の取引	支払運賃他（注1・3）	百万円 406	未払金	百万円 40
子会社	カタギ食品㈱	百万円 30	家庭用食品ごま、加工ごまの製造・販売	（所有）直接 100%	役員5名	事業資金の貸付	営業取引以外の取引	事業資金の貸付（注2）	百万円 1,600	長期貸付金	百万円 1,470
										短期貸付金	百万円 120

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）上記の金額の内、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注2）資金の貸付及び資金の借入は当社の規定に基づき、市場金利等を勘定し協議の上決定しております。

（注3）製品の販売及び原材料の購入についての価格その他の取引条件は、他の取引先と同様の条件であります。

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　2,712円65銭

(2) 1株当たり当期純利益　376円04銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月11日

かどや製油株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　篠　原　孝　広　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　永　田　　立　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、かどや製油株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第61期事業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該連結計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月11日

かどや製油株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　篠原孝広　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　永田　立　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、かどや製油株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月11日

かどや製油株式会社　監査役会

常勤監査役　西　村　泰　彦　㊞

監　査　役　兼　田　　隆　㊞

監　査　役　松　岡　昌　哉　㊞

監　査　役　塩　見　　聡　㊞

（注）監査役兼田隆、監査役松岡昌哉及び監査役塩見聡は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

場所　東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪　地下1階
プリンスルーム

交通
1 東海道新幹線・JR線　品川駅【**高輪口（西口）**】
京浜急行線　品川駅【**高輪口**】
より徒歩約9分

2 都営地下鉄浅草線　高輪台駅【**A1出口**】
より徒歩約7分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

かどや製油株式会社

〒141-0031　東京都品川区西五反田8丁目2番8号
tel.03-3492-5545　fax.03-3492-5985
http://www.kadoya.com